

新		旧																	
<p>愛媛県手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年 3月24日 条例第 3号</p> <p>(手数料の納付時期)</p> <p>第 3 条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申込み、願出、請求等の際</p> <p>別表(第 2 条、第 3 条、第 7 条関係)</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p>		<p>愛媛県手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年 3月24日 条例第 3号</p> <p>(手数料の納付時期)</p> <p>第 3 条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>別表 4 の表57の項に掲げる手数料 船籍票の受領の際</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申込み、願出、請求等の際</p> <p>別表(第 2 条、第 3 条、第 7 条関係)</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 31 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>32 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政</td> <td>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由手数料</td> <td>20,600円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1 ~ 31 省略			32 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由手数料	20,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 31 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>32 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政</td> <td>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由手数料</td> <td>20,600円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1 ~ 31 省略			32 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由手数料	20,600円
事務	名称	金額																	
1 ~ 31 省略																			
32 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由手数料	20,600円																	
事務	名称	金額																	
1 ~ 31 省略																			
32 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由手数料	20,600円																	

新				旧			
	令第 261号) 第36条の 7 第 1項第 1号に 規定する登録 を除く。以下 この項から34 の項までにお いて同じ。) の申請に係る 経由				令第 261号) 第36条の 6 第 1項第 1号に 規定する登録 を除く。以下 この項から34 の項までにお いて同じ。) の申請に係る 経由		
	33・34 省略				33・34 省略		
	35 毒物及び劇 物取締法施行 令第36条の 7 第 1項第 1号 の規定に基づ く毒物及び劇 物取締法第 4 条第 1項に規 定する毒物又 は劇物の製造 業又は輸入業 の登録の申請 に対する審査	毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業の登録 申請手数料	27,200円		35 毒物及び劇 物取締法施行 令第36条の 6 第 1項第 1号 の規定に基づ く毒物及び劇 物取締法第 4 条第 1項に規 定する毒物又 は劇物の製造 業又は輸入業 の登録の申請 に対する審査	毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業の登録 申請手数料	27,200円
	36 省略				36 省略		
	37 毒物及び劇 物取締法施行 令第36条の 7 第 1項第 1号 の規定に基づ	毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業	10,200円		37 毒物及び劇 物取締法施行 令第36条の 6 第 1項第 1号 の規定に基づ	毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業	10,200円

新				旧			
	く毒物及び劇物取締法第4条第4項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	の登録更新申請手数料			く毒物及び劇物取締法第4条第4項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	の登録更新申請手数料	
	38・39 省略				38・39 省略		
	40 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第3号の規定に基づくく毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,200円		40 毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項第3号の規定に基づくく毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,200円
	41～73 省略				41～73 省略		
	73の2 薬事法第12条第1項の規定に基づくく医薬品、医薬部外品、化	医薬品等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 145,000円 (2) 第二種医薬品製造販売業許可				

		新	旧		
<p>粧品又は医療機器（以下この項から73の6の項までにおいて「医薬品等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	料	<p>（(3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。）</p> <p>128,200円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可 6,800円</p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合</p> <p>128,200円</p> <p>イ ア以外の場合 58,200円</p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可 58,200円</p> <p>(6) 第一種医療機器製造販売業許可 145,000円</p> <p>(7) 第二種医療機器製造販売業許可 128,200円</p> <p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可 92,500円</p>			
	<p>73の3 薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 132,400円</p> <p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 115,600円</p>		

新			旧		
<p>申請に対する 審査</p>		<p>(3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 3,800円</p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 薬事法施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 115,600円</p> <p>イ ア以外の場合 47,000円</p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可の更新 47,000円</p> <p>(6) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 132,400円</p> <p>(7) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 115,600円</p> <p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 69,400円</p>			
<p>73の4 薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査（専ら動物のために使用されることが目的とさ</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）（薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） 88,300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項</p>	<p>84 薬事法施行</p>	<p>令第15条の4第1項第1号及び第2項第2号の規定に基づく薬事法第12条第1項又は第22条第1項に規定する医薬品、医</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業</p> <p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の製造又は輸入に係る許可（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 114,000円</p> <p>(2) 特別審査対象外医薬品（薬事法施行令第1条の2の2第1項第1号から第8号までに掲げる医薬品をいう。以下85の項及び87の項において同じ。）のみの</p>

新		旧		
<p>れている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。)</p>		<p>までに同じ。)(6)に掲げるものを除く。) 82,700円</p>	<p>の許可申請手数料</p>	<p>製造又は輸入に係る許可(3)に掲げるものを除く。) 69,400円</p>
	(3) 医薬品(包装等)(薬事法施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までに同じ。)	46,300円		(3) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品の製造に係る許可(以下85の項及び87の項において「薬局製造許可」という。) 11,000円
	(4) 体外診断用医薬品(一般)(薬事法施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までに同じ。)	82,700円		(4) 医薬部外品の製造又は輸入に係る許可(5)に掲げるものを除く。) 79,400円
	(5) 体外診断用医薬品(包装等)(薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までに同じ。)	46,300円		(5) 特別審査対象外医薬部外品(同条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下85の項及び87の項において同じ。)
	(6) 薬局製造販売医薬品	11,000円		のみの製造又は輸入に係る許可 34,800円
	(7) 医薬部外品(無菌)(薬事法施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までに同じ。)	82,700円		(6) 化粧品の製造又は輸入に係る許可 34,800円
	(8) 医薬部外品(一般)(薬事法施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までに同じ。)	39,300円		(7) 医療用具の製造又は輸入に係る許可(8)及び(9)に掲げるものを除く。) 114,000円
	(9) 医薬部外品(包装等)(薬事			(8) 特別審査対象外医療用具(同令別表第2に掲げる医療用具をいう。以下85の項及び87の項において同じ。)
				のみの製造又は輸入に係る許可(9)に掲げるものを除く。) 69,400円

新			旧				
		<p><u>法施行規則第26条第3項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。)</u> 33,000円</p> <p>(10) <u>化粧品(一般)(薬事法施行規則第26条第4項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。)</u> 39,300円</p> <p>(11) <u>化粧品(包装等)(薬事法施行規則第26条第4項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。)</u> 33,000円</p> <p>(12) <u>医療機器(滅菌)(薬事法施行規則第26条第5項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。)</u> 88,300円</p> <p>(13) <u>医療機器(一般)(薬事法施行規則第26条第5項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。)</u> 82,700円</p> <p>(14) <u>医療機器(包装等)(薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。)</u> 46,300円</p>			<p>(9) <u>医療用具の製造(当該製造の内容が専ら既存の医療用具の修理である場合に限る。)</u>に係る許可 69,400円</p>		
73の5	薬事法	医薬品	次に掲げる許可の更新の区分に応	85	薬事法施行	医薬品	次に掲げる許可の更新の区分に応

新			旧		
<p>第13条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>等製造業許可更新申請手数料</p>	<p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌） 51,200円</p> <p>(2) 医薬品（一般）（(6)に掲げるものを除く。） 48,400円</p> <p>(3) 医薬品（包装等） 23,900円</p> <p>(4) 体外診断用医薬品（一般） 48,400円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品（包装等） 23,900円</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品 5,600円</p> <p>(7) 医薬部外品（無菌） 48,400円</p> <p>(8) 医薬部外品（一般） 25,300円</p> <p>(9) 医薬部外品（包装等） 23,900円</p> <p>(10) 化粧品（一般） 25,300円</p> <p>(11) 化粧品（包装等） 23,900円</p> <p>(12) 医療機器（滅菌） 51,200円</p> <p>(13) 医療機器（一般） 48,400円</p> <p>(14) 医療機器（包装等） 23,900円</p>	<p>令第15条の4第1項第1号及び第2項第2号の規定に基づく薬事法第12条第3項又は第22条第3項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可の更新の申請に対する審査（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具に係るものを除く。）</p>	<p>、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可更新申請手数料</p>	<p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の製造又は輸入に係る許可の更新（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 83,100円</p> <p>(2) 特別審査対象外医薬品のみの製造又は輸入に係る許可の更新（(3)に掲げるものを除く。） 47,600円</p> <p>(3) 薬局製造許可の更新 5,600円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造又は輸入に係る許可の更新（(5)に掲げるものを除く。） 57,700円</p> <p>(5) 特別審査対象外医薬部外品のみの製造又は輸入に係る許可の更新 22,200円</p> <p>(6) 化粧品の製造又は輸入に係る許可の更新 22,200円</p> <p>(7) 医療用具の製造又は輸入に係る許可の更新（(8)及び(9)に掲げるものを除く。） 83,100円</p> <p>(8) 特別審査対象外医療用具のみの製造又は輸入に係る許可の更新（(9)に掲げるものを除く。） 47,600円</p> <p>(9) 医療用具の製造（当該製造の内容が専ら既存の医療用具の修理である場合に限る。）に係る許可の更新 47,600円</p>
<p>73の6 薬事法第13条第6項</p>	<p>医薬品等製造</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める</p>	<p>87 薬事法施行令第15条の4</p>	<p>医薬品、医薬</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

		新		旧	
<u>の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</u>	<u>業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</u>	金額		<u>第1項第1号及び第2項第4号の規定に基づく薬事法第18条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造又は輸入の品目につき又は区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具に係るものを除く。)</u>	<u>部外品、化粧品又は医療用具の製造又は輸入の品目につき又は区分の変更又は追加の許可の申請手数料</u>
		(1) 医薬品(無菌) 80,600円 (2) 医薬品(一般) 75,700円 (3) 医薬品(包装等) 40,000円 (4) 体外診断用医薬品(一般) 75,700円 (5) 体外診断用医薬品(包装等) 40,000円 (6) 医薬部外品(無菌) 80,600円 (7) 医薬部外品(一般) 35,100円 (8) 医薬部外品(包装等) 30,900円 (9) 化粧品(一般) 35,100円 (10) 化粧品(包装等) 30,900円 (11) 医療機器(滅菌) 80,600円 (12) 医療機器(一般) 75,700円 (13) 医療機器(包装等) 40,000円			

新				旧			
							<p>場合に限る。) 47,600円</p> <p><u>イ 医薬部外品の製造又は輸入に係る許可を受ける場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(7) 品目につきの変更又は追加(イ)に掲げる場合を除く。)</u> 33,000円</p> <p><u>(1) 品目につきの変更又は追加(当該品目につきの変更又は追加により、新たに加えられる品目につきが特別審査対象外医薬部外品のみである場合に限る。)</u> 15,900円</p> <p><u>(ウ) 同項の区分の変更又は追加(イ)に掲げる場合を除く。)</u> 65,600円</p> <p><u>(エ) 同項の区分の変更又は追加(当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬部外品のみに係るものである場合に限る。)</u> 30,100円</p> <p><u>ウ 化粧品の製造又は輸入に係る許可を受ける場合 次に掲げる当該許可に係る化粧品の品目につき又は同項の区分に応じ、それぞれ次に定める金</u></p>

新				旧			
							<p>額</p> <p>(ア) 製造業又は輸入販売業の許可に係る品目につき 15,900円</p> <p>(イ) 製造業の許可に係る区分 30,100円</p> <p>エ 医療用具の製造又は輸入に係る許可を受ける場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 品目につきの変更又は追加（(イ)に掲げる場合を除く。） 33,400円</p> <p>(イ) 品目につきの変更又は追加（当該品目につきの変更又は追加により、新たに加えられる品目につきが特別審査対象外医療用具のみである場合に限る。） 16,300円</p> <p>(ウ) 同項の区分の変更又は追加（(エ)に掲げる場合を除く。） 83,100円</p> <p>(エ) 同項の区分の変更又は追加（当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が特別審査対象外医療用具のみに係るものである場合に限る。） 47,600円</p>

新				旧			
						(オ) 同令第1条の3の2第1項の区分の変更又は追加 17,500円	
73の7 薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料	次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき 209,700円 (2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき51,900円 (3) 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき86,200円 (5) 医薬部外品 1品目につき51,900円		86 薬事法施行令第15条の4第1項第2号及び第2項第1号の規定に基づく薬事法第14条第1項及び第7項(これらの規定を同法第23条において準用する場合を含む。)に規定する医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造又は輸入の承認の申請に対する審査(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具に係るものを除く	医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造又は輸入の承認の申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 薬事法第14条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定による承認を申請する者 次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品についての承認 次に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 薬事法施行令第1条の5第1項第1号口に規定する医療用医薬品(イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 195,200円 (イ) 日本薬局方に収められている医薬品(ウ)に掲げるものを除く。) 34,500円 (ウ) 84の項の(3)に規定する医薬品 90円 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる医薬品以外の医薬品 69,300円 イ 医薬部外品についての承認 34,000円	

新				旧			
					。)		<p>ウ 医療用具についての承認 101,300円</p> <p>(2) 同法第14条第7項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定による承認を申請する者 次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品についての承認 次に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 同令第1条の5第1項第1号ロに規定する医療用医薬品(イ及びウ)に掲げるものを除く。) 93,600円</p> <p>(1) 日本薬局方に収められている医薬品(ウ)に掲げるものを除く。) 20,300円</p> <p>ウ 84の項の(3)に規定する医薬品 90円</p> <p>(エ) (7)から(ウ)までに掲げる医薬品以外の医薬品 30,100円</p> <p>イ 医薬部外品についての承認 20,300円</p> <p>ウ 医療用具についての承認 60,300円</p>
73の8 薬事法 第14条第6項 (同条第9項 において準用	医薬品 、医薬 部外品 又は医	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受				

		新	旧		
<p>する場合を含む。)の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 48,400円</p> <p>イ 医薬品（一般） 28,800円</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 14,500円</p> <p>エ 体外診断用医薬品（一般） 28,800円</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装等） 14,500円</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 48,400円</p> <p>キ 医薬部外品（一般） 28,800円</p> <p>ク 医薬部外品（包装等） 14,500円</p> <p>ケ 医療機器（滅菌） 48,400円</p> <p>コ 医療機器（一般） 28,800円</p> <p>サ 医療機器（包装等） 14,500円</p>			
		<p>(2) 薬事法施行令第21条で定める期間ごとに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） 73,200円</p>			

新			旧			
		<u>に1品目につき1,000円を加算した額</u> <u>ウ 医薬品(包装等) 38,600</u> <u>円に1品目につき500円を加算した額</u> <u>エ 体外診断用医薬品(一般)</u> <u>73,200円に1品目につき</u> <u>1,000円を加算した額</u> <u>オ 体外診断用医薬品(包装等)</u> <u>38,600円に1品目につき</u> <u>500円を加算した額</u> <u>カ 医薬部外品(無菌)</u> <u>104,000円に1品目につき</u> <u>2,100円を加算した額</u> <u>キ 医薬部外品(一般)</u> <u>73,200円に1品目につき</u> <u>1,000円を加算した額</u> <u>ク 医薬部外品(包装等)</u> <u>38,600円に1品目につき500</u> <u>円を加算した額</u> <u>ケ 医療機器(滅菌)</u> <u>104,000円に1品目につき</u> <u>2,100円を加算した額</u> <u>コ 医療機器(一般) 73,200</u> <u>円に1品目につき1,000円を</u> <u>加算した額</u> <u>サ 医療機器(包装等)</u> <u>38,600円に1品目につき500</u> <u>円を加算した額</u>				
73の9	薬事法	医薬品	次に掲げる承認の区分に応じ、そ			

新			旧		
第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき 103,300円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき28,800円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき 35,100円</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき 26,700円</p>			
74～79の3 省略			74～79の3 省略		
80 薬事法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	71,500円			
81 薬事法第40条の2第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療	医療機器修理業許可更新申請手数料	48,400円			

新				旧			
	<u>機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</u>						
82	<u>薬事法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</u>	<u>医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料</u>	18,000円				
83	<u>薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</u>	<u>輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</u>	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造をしようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品（無菌） 48,400円 イ 医薬品（一般） 28,800円 ウ 医薬品（包装等） 14,500円 エ 体外診断用医薬品（一般） 28,800円 オ 体外診断用医薬品（包装等） 14,500円 カ 医薬部外品（無菌） 48,400円 キ 医薬部外品（一般） 28,800円				

新			旧			
		<u>ク 医薬部外品（包装等）</u> <u>14,500円</u>				
		<u>ケ 医療機器（滅菌） 48,400</u> <u>円</u>				
		<u>コ 医療機器（一般） 28,800</u> <u>円</u>				
		<u>サ 医療機器（包装等）</u> <u>14,500円</u>				
		<u>(2) 薬事法施行令第71条で定める</u> <u>期間を経過するごとに受ける調</u> <u>査 次に掲げる区分に応じ、そ</u> <u>れぞれ次に定める金額</u>				
		<u>ア 医薬品（無菌） 104,000</u> <u>円に1品目につき 2,100円を</u> <u>加算した額</u>				
		<u>イ 医薬品（一般） 73,200円</u> <u>に1品目につき 1,000円を加</u> <u>算した額</u>				
		<u>ウ 医薬品（包装等） 38,600</u> <u>円に1品目につき 500円を加</u> <u>算した額</u>				
		<u>エ 体外診断用医薬品（一般）</u> <u>73,200円に1品目につき</u> <u>1,000円を加算した額</u>				
		<u>オ 体外診断用医薬品（包装等</u> <u>） 38,600円に1品目につき</u> <u>500円を加算した額</u>				
		<u>カ 医薬部外品（無菌）</u> <u>104,000円に1品目につき</u> <u>2,100円を加算した額</u>				

新			旧		
		キ <u>医薬部外品（一般）</u> <u>73,200円に1品目につき</u> <u>1,000円を加算した額</u> ク <u>医薬部外品（包装等）</u> <u>38,600円に1品目につき 500</u> <u>円を加算した額</u> ケ <u>医療機器（滅菌）</u> <u>104,000円に1品目につき</u> <u>2,100円を加算した額</u> コ <u>医療機器（一般） 73,200</u> <u>円に1品目につき 1,000円を</u> <u>加算した額</u> サ <u>医療機器（包装等）</u> <u>38,600円に1品目につき 500</u> <u>円を加算した額</u>			
84 <u>薬事法施行</u>	<u>医薬品</u>	<u>2,000円</u>	82 <u>薬事法施行</u>	<u>医薬品</u>	<u>2,000円</u>
<u>令第5条第1</u>	<u>等の製</u>		<u>令第1条の4</u>	<u>、医薬</u>	
<u>項又は第12条</u>	<u>造販売</u>		<u>の3第1項（</u>	<u>部外品</u>	
<u>第1項（同令</u>	<u>業若し</u>		<u>同令第1条の</u>	<u>、化粧</u>	
<u>第55条第1項</u>	<u>くは製</u>		<u>7において準</u>	<u>品又は</u>	
<u>において準用</u>	<u>造業又</u>		<u>用する場合を</u>	<u>医療用</u>	
<u>する場合を含</u>	<u>は医療</u>		<u>含む。）の規</u>	<u>具の製</u>	
<u>む。）の規定</u>	<u>機器の</u>		<u>定に基づく医</u>	<u>造業又</u>	
<u>に基づく医薬</u>	<u>修理業</u>		<u>薬品、医薬部</u>	<u>は輸入</u>	
<u>品等の製造販</u>	<u>の許可</u>		<u>外品、化粧品</u>	<u>販売業</u>	
<u>売業若しくは</u>	<u>証の書</u>		<u>又は医療用具</u>	<u>の許可</u>	
<u>製造業又は医</u>	<u>換え交</u>		<u>の製造業又は</u>	<u>証の書</u>	
<u>療機器の修理</u>	<u>付手数料</u>		<u>輸入販売業</u>	<u>換え交</u>	
<u>業の許可証の</u>	<u>料</u>		<u>の許可証の書</u>	<u>付手数料</u>	
<u>書換え交付</u>			<u>換え交付</u>	<u>料</u>	

新			旧		
<p>85 薬事法施行令第6条第1項又は第13条第1項(同令第55条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料</p>	<p>2,900円</p>	<p>83 薬事法施行令第1条の4の4第1項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付手数料</p>	<p>2,900円</p>
<p>86 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証、医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医</p>	<p>2,000円</p>	<p>80 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証、医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医</p>	<p>2,000円</p>

新			旧		
の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料		の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	
87 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	2,900円	81 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	2,900円
88～113 省略			88～113 省略		

新			旧		
備考	省略		備考	省略	
4 農林水産関係事務手数料			4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 ~ 53	省略		1 ~ 53	省略	
54	削除		54	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第383号。以下60の項までにおいて「整備令」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる整備令第1条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）（以下60の項までにお	小型船舶検査手数料 (1) 全部の検査又は上甲板下全部の検査を行う場合 1隻につき 37,000円 (2) その他の場合 1隻につき 26,000円

新				旧			
				いて「旧船籍令」という。)第3条第2項において準用する旧船籍令第2条第3項の規定に基づく船舶の検査			
55 削除				55 整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧船籍令第3条第1項の規定に基づく船籍票の書換え	船籍票記載事項変更手数料	(1) 総トン数の変更に係る場合において知事が船舶の検査を行うとき 1隻につき28,000円 (2) 総トン数の変更に係る場合において知事が船舶の検査を行わないとき 1隻につき4,300円 (3) その他の場合 1隻につき4,300円	
56 削除				56 整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧船籍令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え	船籍票書換え手数料	1隻につき4,300円	

新			旧		
57 削除			57 整備令附則 第2条第1項 の規定により なお従前の例 によることと される旧船籍 令第5条第4 項の規定に基 づく船籍票の 交付	船籍港 変更後 の船籍 票交付 手数料	1隻につき4,300円
58 削除			58 整備令附則 第2条第1項 の規定により なお従前の例 によることと される旧船籍 令第7条の規 定に基づく船 籍票の再交付	船籍票 再交付 手数料	1隻につき4,300円
59 削除			59 整備令附則 第2条第1項 の規定により なお従前の例 によることと される旧船籍 令第7条の2 第1項の規定 に基づく船籍 票の検認	船籍票 検認手 数料	1隻につき13,000円
60 削除			60 整備令附則	船籍簿	用紙1枚につき1,000円

新				旧			
					第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧船籍令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付	の謄本又は抄本の交付手数料	
61	省略			61	省略		
備考 省略				備考 省略			
5 土木関係事務手数料				5 土木関係事務手数料			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
	1 ~ 68	省略			1 ~ 68	省略	
69	道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両の通行の許可の申請に対する審査	特殊車両通行許可申請手数料	1 通行経路ごとに 200円	69	道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両の通行の許可の申請に対する審査	特殊車両通行許可申請手数料	1,500円
70 ~ 102	省略			70 ~ 102	省略		
備考 省略				備考 省略			
6 その他の手数料				6 その他の手数料			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
	1 ~ 21	省略			1 ~ 21	省略	
22	旅行業法施	旅行業	23,000円	22	旅行業法施	旅行業	23,000円

新			旧		
	行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	登録申請手数料		行令（昭和46年政令第338号）第2条第1項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	登録申請手数料
23	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行者代理業の登録の申請に対する審査	旅行者代理業登録申請手数料	15,000円	23 旅行業法施行令第2条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行者代理業の登録の申請に対する審査	旅行者代理業登録申請手数料
24	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行者更新登録申請手数料	17,000円	24 旅行業法施行令第2条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行者更新登録申請手数料

新			旧		
査			査		
25 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業 変更登録申請 手数料	11,000円	25 旅行業法施行令第2条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業 変更登録申請 手数料	11,000円
25の2 ~ 64 省略			25の2 ~ 64 省略		
備考 省略			備考 省略		